

平成15年7月3日

資料3

障害年金について

目 次

1. 障害年金の概要 ······	1 頁
2. 障害年金の受給状況 ······	2 頁
3. 年金を受給していない障害者についてのこれまでの経緯 ······	3 頁

○障害年金の概要

障害年金は、原則として、被保険者期間中に初診日がある病気、けがで障害者になったときに支給される。

	国民年金(障害基礎年金)	厚生年金保険(障害厚生年金)
支給要件	<p>★保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)が加入期間の3分の2以上ある者の障害(注1) ★20歳未満のときに初めて医師の診察を受けた者が、障害の状態にあって20歳に達したとき、または20歳に達した後に障害の状態になったとき(注2)</p>	<p>★加入期間中に初めて医師の診断を受けた傷病による障害。ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしている者であること。</p>
障害認定時	<p>★初めて医師の診断を受けたときから、1年6ヶ月経過したとき(その間に治った場合は治ったとき)に障害の状態にあるとき</p>	<p>★障害基礎年金と同じ</p>
年金額 (月額) (平成15年度)	<p>(1級)66,417円×1.25(=83,025円)+子の加算 (2級)66,417円+子の加算</p> <p><u>※子の加算</u> 第1子・第2子 各19,108円 第3子以降 各6,367円</p> <p>(注) 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。</p>	<p>(1級) 平均標準報酬額 × 5.481/1000 × (被保険者期間) × 0.991 × 1.25 + 妻の加算(19,108円)</p> <p>(2級) 平均標準報酬額 × 5.481/1000 × (被保険者期間) × 0.991 + 妻の加算(19,108円)</p> <p>(3級) 平均標準報酬額 × 5.481/1000 × (被保険者期間) × 0.991 ⇒ (最低保障額)49,817円</p> <p>(注)被保険者期間が25年(=300月)に満たないときは25年(=300月)とする。</p>
障害等級の例	<p>1級 両手がない者、両足がない者、両眼の矯正視力の和が0.04以下の者、その他</p> <p>2級 片手がない者、片足がない者、両眼の矯正視力の和が0.05以上0.08以下の者、その他</p> <p>3級 —</p>	<p>障害基礎年金と同じ</p> <p>障害基礎年金と同じ</p> <p>両眼の矯正視力が0.1以下の者、その他</p>

(注1) 初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの一年間に滞納がない場合も支給。(平成18年4月1日前までの経過措置)

(注2) 20歳前傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、年収565.6万円(2人世帯)を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、689.0万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

○障害年金の受給状況

〈国民年金〉

(単位:人、百万円)

	昭和61年度		平成元年度		平成6年度		平成11年度		平成13年度	
	受給者数	年金総額	受給者数	年金総額	受給者数	年金総額	受給者数	年金総額	受給者数	年金総額
障害年金	1,016,257	756,892	1,104,972	869,126	1,211,269	1,096,661	1,344,456	1,240,470	1,403,453	1,287,614
1級	655,415	522,802	664,646	564,750	674,073	666,386	693,931	704,988	700,256	710,082
2級	360,842	234,090	440,326	304,375	537,196	430,276	650,525	535,482	703,197	577,531

〈厚生年金〉

(単位:人、百万円)

	昭和61年度		平成元年度		平成6年度		平成11年度		平成13年度	
	受給者数	年金総額								
障害年金	235,946	243,818	260,425	253,632	283,124	282,474	311,236	292,189	323,650	293,838
1級	31,945	48,400	36,784	51,475	43,333	60,026	51,394	65,100	54,817	66,632
2級	83,842	99,923	92,475	101,357	101,745	109,814	123,897	119,782	138,115	125,594
3級	120,159	95,495	131,166	100,801	138,046	112,634	135,945	107,306	130,718	101,613

※受給者数・年金総額は各年度末現在

※年金総額については、端数処理の関係で合計が一致しないところもある

※平成11年度・平成13年度については、旧三共済組合を含む

※厚生年金において職務上・公務上の障害は除く

〔出典: 昭和61年度・平成元年度・平成6年度・平成11年度 事業年報 社会保険庁
平成13年度 社会保険事業の概況(平成15年3月) 社会保険庁〕

年金を受給していない障害者についてのこれまでの経緯

○国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成6年10月26日 衆議院厚生委員会)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

2. 無年金である障害者の所得保障については、福祉的措置による対応を含め検討すること。

○国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成6年11月2日 参議院厚生委員会)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

2. 無年金障害者の所得保障については、福祉的措置による対応を含め速やかに検討すること。

○障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～

(平成7年12月18日 障害者対策推進本部決定)

VI 各施策分野の推進方向

12. 所得保障

障害無年金の問題について、年金制度の在り方全体をにらみながら、年金制度の中で対応するか福祉的措置で対応するかを含め、幅広い観点から検討する。

○国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見

(平成10年10月9日 年金審議会)

本審議会は平成11年の財政再計算に際する改正について、平成9年5月以降31回にわたり審議を重ね、その結果を以下のとおりとりまとめた。

政府においては、これまでの審議の経過も十分参酌しつつ、改正案の立案に当たられたい。

III 次期制度改正の個別検討項目についての考え方

(1) 公的年金について

<障害年金>

年金制度に加入していなかったり、保険料を納付していないことによる無年金障害者の問題については、社会保険方式をとる現行の年金制度では、年金給付を行うことは困難である。今後、障害者プランを踏まえ、適切な検討が必要である。

○坂口大臣試案・・・・・・・別添

(平成14年7月)

○障害者基本計画

(平成14年12月24日 閣議決定)

III 分野別施策の基本的方向

2 生活支援

(2) 施策の基本的方向

③ 経済的自立の支援

年金を受給していない障害者の所得保障については、拠出制の年金制度をはじめとする既存制度との整合性などの問題に留意しつつ、福祉的観点からの措置で対応することを含め、幅広い観点から検討する。

無年金障害者に対する「坂口試案」

2002年7月

国が定めた「障害者基本法」の第20条において、「国および地方公共団体は、障害者の生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し、必要な施策を講じなければならない」としている。

しかし、年金に未加入であったが故に障害者になってしまっても年金給付を受けることのできない「無年金障害者」と呼ばれる一群の人達がいる。平成6年10月、衆議院における厚生委員会において、さらに同年11月に参議院厚生委員会において、無年金障害者の所得保障について、福祉的措置による対応を含め速やかに検討すること、との付帯決議を採択している。年金給付を受けることのできない障害者は、付帯決議に採択された通り、福祉的措置によって解決する以外に方法は残されていない。

無年金障害者となった者は、次の如く分類される。

1. 昭和57年1月の国籍要件撤廃前に障害事故の発生した外国籍の者。

推定で0.5万人

2. 昭和61年4月の第3号被保険者制度創設前に国民年金に任意加入せず、その期間中に障害事故の発生した被用者の被扶養配偶者。

推定で2.0万人

3. 平成3年4月の学生に対する強制適用前に国民年金に任意加入せず、その期間中に障害事故の発生した20歳以上の学生。

推定で0.4万人

4. 国民年金の強制適用の対象となっていながら、未加入或いは保険料を未納していて、障害事故の発生した者。

推定で9.1万人

以上の如く、推定で12万人を超える無年金障害者が存在する。約1割は生活保護を受け、約2割は何らかの仕事を持っていると言われているが、大多数の無年金障害者は家族等の支援によって生活を確保しているものと推測されている。しかし、支援する両親、親族等の高齢化が進み、環境は一層厳しくなっているとの指摘が多い。

福祉的措置の問題点

年金制度の外側で、福祉的措置をとったとしても、年金給付に相当する給付が行われることになれば、保険料を拠出してもしなくても同じ給付が得られることとなり、拠出制の年金制度に重大な影響を与える事になる。従って、年金給付よりも給付額や給付条件を制約のあるものにせざるを得ない。

しかし、福祉的な観点からの手当であったとしても、政策効果の期待される給付額でなければならない。

給付の内容

- ・対象者：無年金障害者のすべてを対象とする。
- ・要件：生活の全般が保障されている施設入所者は対象外とする。
給付には本人の所得制限を付けるものとする。
また、障害は一級、二級の者とする。
- ・水準：年金制度との均衡をはかり、旧障害福祉年金の額等を勘案の上、決定するものとする。
- ・調査：福祉措置を講ずるに当たっては、至急に実態調査を実施するものとする。

考え方と結論

すでに述べた如く、無年金障害者は本人はもとより、その扶養者である両親をはじめとする親族等は高齢化が著しく、看過できない事態に立ち至っている。純粹に年金制度を中心に考えれば、保険料を負担した者にのみ給付は存在し、それに従わなかった者は排除される。しかし、現在の成熟した年金制度の下では発生しない無年金障害者が、学生など政策的移行期であったが故に発生した側面も否定できない。

学生など任意加入であった者を中心に救済する案も存在するが、福祉的措置をとるためにには立法化が必要であり、法制上からも対象者は無年金障害者をすべて同様にとり扱うことが妥当であるとの結論に達した。

給付の額については、年金制度に重大な影響を与えない範囲で決定す

べきであり、拠出制の年金制度の存立を揺るがしてはならないが、さりとて年金制度にこだわり過ぎては無年金障害者の生活実態を見失うことになる。全期間保険料免除の国民年金水準（月額22, 339円）より低額とする意見もあるが、福祉という観点から政策効果に疑問が残る。昭和61年3月まで、被保険者となる20歳より前に障害者となつたものや、拠出制の年金制度に加入しながら保険料納付要件を満たさず障害者になつた者などに対して、全額国庫負担による障害福祉年金が支給されていた。当時の月額水準は1級で39, 800円、2級で26, 500円であり、同時期の拠出制障害年金は月額水準で1級61, 867円、2級49, 450円であった。現在では、1級83, 775円、2級67, 017円が支給されている。また、現在支給されている老齢福祉年金は、全額支給の場合34, 333円である。これらの水準を勘案の上で決定するのが妥当と考える。

いずれにせよ、無年金障害者の生活実態は推測の域を出ず、速やかに実態調査を実施して、これらの人達への対応を開始しなければならない。

障害者の生活実態に関する調査について（参考）

I 目的

年金を受給していない障害者の生活実態について、所得等の面から把握するため、調査を行う。

II 調査の概要

1 身体障害

平成14年度厚生労働科学特別研究費により、「所得等の面からみた障害者の生活実態に関する調査研究」（主任研究者：柄本一三郎上智大学助教授）を助成。

(1) 方 法

国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立伊東重度障害者センター及び国立別府重度障害者センターの修了者のうち、年金を受給していない可能性があると見られる者を抽出し、生活実態に関するアンケート調査票を送付することにより実施する。

(2) 対象者

次の1,366名に対し、アンケート調査票を送付。

- 国立身体障害者リハビリテーションセンター：1,301人（肢体不自由475人、視覚障害627人、聴覚障害195人、内部障害4人）
- 国立伊東重度障害者センター：40人（肢体不自由）
- 国立別府重度障害者センター：25人（肢体不自由）

なお、障害類型ごとにみると、肢体不自由540人、視覚障害627人、聴覚障害195人、内部障害4人。（再掲）

(3) 調査項目

主な調査項目は、次のとおり。

- 年齢・性別
- 身体障害者手帳の取得日及び等級
- 障害の種類及び発症時期、現在の健康状態
- 現在の住居の状況及び家賃等の額
- 経済的な生活維持手段
- 障害者本人及び世帯の資産状況
- 障害者本人及び世帯の収入総額
- 世帯の食費、光熱費その他の生活費支出
- 年金を受給している場合はその種類及び金額
- 年金を受給していない場合はその理由
- 手当を受給している場合はその種類及び金額

(4) 進捗状況

- 平成15年1月
- ・ 年金を受給していない可能性があると見られる1,714名に対し、調査協力依頼文を送付。
 - ・ 調査協力依頼文を送付した結果、宛先不明であった348名を除き、1,366名に調査票を送付。
- 2月末
- ・ 調査票回収507名、調査拒否5名、宛先不明154名、未回収700名。（未回収の者に対し再度協力を依頼中）

2 精神障害

平成14年度委託事業「精神障害者社会復帰ニーズ調査」（委託先：社団法人日本精神科病院協会）の中で実施。（本調査は精神障害者の社会復帰ニーズ全般について調査するものであり、年金等に係る調査はその一部として行うもの）

(1) 方 法

以下の①～③に該当する者を対象とし、抽出によって客体を選定し、各施設の協力を得て、本人及び主治医等の専門職が調査票に記入し、回収する。

- ① 自治体立病院、国立病院・療養所等で精神科を有する病院及び社団法人日本精神科病院協会に加盟する病院に入院している精神障害者

- ② 上記病院及び日本精神神経科診療所協会に加盟する診療所に通院している精神障害者
- ③ 全国精神障害者社会復帰施設協会に加盟する施設（生活訓練施設、授産施設、福祉ホーム等）に入所している精神障害者

(2) 対象者

調査客体の数は、約75,000名（入院患者約36,000名、通院患者約34,000名、社会復帰施設入所者約5,000名）と推計。（調査期間中の患者数により変動）

(3) 調査項目

主な調査項目は、次のとおり。

- 年齢・性別
- 精神障害者保健福祉手帳の等級、要介護度
- 精神科・神経科の初診日及び入院歴
- 疾患分類、状態、精神症状、日常生活能力、自立度等
- 現在の住居の状況
- 現在（入院・入所者については入院・入所前）の仕事の内容及び勤務形態、仕事をしていない（していなかった）場合はその理由
- 定期的な収入の有無及び収入額
- 年金を受給している場合はその種類、等級及び金額
- 障害年金を受給していない場合はその理由
- 公的手当を受給している場合はその種類及び金額

(4) 進捗状況

- | | |
|---------|-------------------------|
| 平成15年1月 | 受託団体において企画委員会を発足 |
| 2月末 | 企画委員会において調査手法及び調査票内容を決定 |
| 3月末 | 調査票送付（4月回収） |

III 予定

- | | |
|-----------|---------------|
| 平成15年4月以降 | 調査結果の整理及び分析 |
| 夏頃 | 調査研究の報告書とりまとめ |